

ベンチャー企業人材確保支援事業 公募要領等にかかる質問

No.	項目	質問内容	回答
1	【事業運営について】	年度内に全ての事業を終了する必要があるか。	その通りです。仕様書にあるすべての事業を年度内で終了させてください。
2	【事業内容について】	本事業は人材の「確保」を主なねらいとするのか。	本事業は、ベンチャー企業が有望な若手人材と出会い、これを見極めることのできる機会を提供する短期的な人材確保支援のほか、大企業志向・安定志向が顕著な若手人材に意識転換を促し、将来ベンチャー企業に就職する人材の裾野を増やす人材育成を観点とした、長期的な人材確保支援を目的としています。
3	【事業内容について】	アイデアソンで出たアイデアのビジネス化に向けた取組みとは具体的にどのような活動か。	参加ベンチャー企業の新事業創出や既存ビジネスへの新たな要素の付加などに、一定寄与できるよう取組んでください。
4	【事業内容について】	ベンチャー企業には、老舗ベンチャーを含むのか。	ベンチャー企業の創業年数等は問いません。
5	【事業内容について】	「規模の拡大」を狙うベンチャーとはどのような活動をする企業のことか。	新事業・新分野を開拓し、グローバルマーケットの獲得を狙うなど、成長する意欲が強いベンチャー企業を指します。
6	【事業内容について】	おおさかUターン促進事業との連携とは具体的にどのような活動か。また事業内容に重複が生じてよいか。	おおさかUターン促進事業の関係先などと連携することで、東京圏の人材を大阪のベンチャー企業へ還流させる効果を求めますが、これは事業内容の重複ではなく相乗的な効果を生み出すことをねらいとしています。
7	【事業内容について】	学生へのインターン促進を行っても、卒業年次にある学生など既に就職先が決定している学生もあり、直接ベンチャー企業の人材確保につながらない可能性があるが、これは対象外とするのか。	本事業ではベンチャー企業で働くことの魅力を広く普及させることも目的としていることから、就職先が決定している学生であっても参加対象です。
8	【事業終了後について】	事業終了後にベンチャー企業や関係機関との連携が継続される取組とは具体的にどのような活動か。	本事業終了後も、若手人材のインターンシップなどベンチャー企業で働くことの理解促進、人材とベンチャー企業が出会う場の設定など、本事業の趣旨・目的が継続される仕組みの構築を目指してください。
9	【様式について】	判子を押印するもの以外はコピーでよいか。	コピーで構いません
10	【その他】	「委託事業の実施状況の報告」は、毎月の報告だけでいいのか。	毎月の報告と、最終報告をしていただけます。
11	【その他】	提案事業者が行うプレゼンテーション審査会の日時について	平成30年4月25日(水)の午前10時を予定しております。詳細や時間等については、個別にお伝えします。
12	【その他】	大阪府の入札参加資格を持っていますが、省略できる書類はありますか。	省略はできません。公募要領に記載の応募書類は全て提出してください。